

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用及び執行事業一覧

NO.	交付対象事業の名称	事業概要	総事業費 (円)	うち交付金額(円)	事業始期	事業終期	実施状況	効果
1	価格高騰対策における低所得世帯追加支援事業【事業費】【事務費】	物価高が続く中で低所得の方々の生活を維持するため、1世帯あたり7万円給付を支給する。	287,326,414	287,326,414	R5.12	R6.3	市内低所得世帯(住民税非課税世帯)4,033世帯に対して70,000円を支給	物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対して、経済的支援を行い、負担軽減を図ることができた。
2	価格高騰対策における低所得世帯支援事業(均等割のみ課税世帯分)【事業費】【事務費】	物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、住民税均等割のみ課税となっている世帯へ10万円を支給する。	120,165,773	120,165,773	R6.2	R6.10	市内低所得世帯(均等割のみ課税世帯)1,133世帯に対して100,000円を支給	物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対して、経済的支援を行い、負担軽減を図ることができた。
3	価格高騰対策における低所得世帯支援事業(子ども加算分)	物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、低所得世帯(子ども加算)へ子ども一人当たり5万円を支給する。	30,900,000	30,900,000	R6.2	R6.9	市内低所得世帯(均等割のみ課税世帯)の子ども618名分について50,000円を加算で支給	物価高騰による影響が大きい低所得世帯に対して、経済的支援を行い、負担軽減を図ることができた。
7	価格高騰対策における低所得世帯支援事業(推奨メニュー枠分)	低所得世帯支援枠(7万円)で対象外となった、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」に対して支給する。	35,840,000	35,840,000	R6.2	R6.3	市内低所得世帯(扶養親族等のみ世帯)512世帯に対して70,000円を支給	物価高騰による影響が大きい住民税非課税世帯に対して、経済的支援を行い、負担軽減を図ることができた。
10	水道基本料金減免	エネルギー・食料価格等の物価高騰によって、市民及び事業者に経済的な影響ともたらしている状況を踏まえ、市民生活や経済活動を支援するため、水道基本料金を全額減免する。	76,974,000	76,974,000	R6.2	R6.3	公共施設を除く市内水道使用者(約19,000件)を対象に水道基本料金2ヶ月間減免	全ての市内水道使用者(公共施設除く)に対して減免することでエネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受けている市民の生活支援を行った。
11	運輸事業者支援金	エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受けている運輸事業者(貨物、旅客(ただし貸切バスを除く))に対して、支援金を交付する。	9,350,000	1,164,000	R6.2	R6.3	貨物車(普通・小型・軽)、バス・タクシーについて、燃料費高騰の影響を受けている事業者へ支援金を交付する。	原油価格高騰の深刻な影響を受けて、経費の増大に苦慮している市内の貨物自動車運送事業者に対して支援を行い、負担軽減を図ることができた。
合計			560,556,187	552,370,187				

注) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画に計上している事業のうち、交付金を充当した事業のみ記載
実施計画書の番号と同一